

会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会 協 議 会	開 催 月 日 ・ 令 和 7 年 5 月 3 0 日 開 会 時 間 ・ 午 前 ・ 午 後 0 9 時 5 7 分 閉 会 時 間 ・ 午 前 ・ 午 後 1 0 時 5 1 分
出 席 者	南 谷 佳 寛 豊 島 保 夫 野 口 佳 宏 後 藤 徹 安 藤 誠 河 崎 周 平	
欠 席 者		
オ ブ ザ ー バ ー	議 長 後 藤 國 弘 副 議 長 安 井 智 子	
傍 聴 者	花 村 隆	
説 明 の た め に 出 席 し た 者	國 枝 副 市 長 高 橋 総 務 部 長 藤 井 議 会 事 務 局 長 浅 井 議 会 総 務 課 長 堀 議 会 総 務 課 長 補 佐 森 議 会 事 務 局 主 任	
協 議 事 項	・ 6 月 定 例 会 に つ い て ・ そ の 他 （ 各 種 条 例 ・ 規 則 の 改 正 、 制 定 に つ い て ）	

【開会＝午後 09 時 57 分】

南谷佳寛委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。本日の委員会に傍聴の申出があります。委員長において、これを許可したいと思います。

本日の審議事項は、お手元に配付したとおりであります。

まず、6月定例会についての協議を行います。市長提出案件について、執行部から説明願います。副市長。お願いします。

副市長

それでは、令和7年6月5日開会の第3回羽島市議会定例会において、審議をお願いする付議案件を説明します。

付議する案件の内訳は、令和6年度予算繰越報告2件、人事案件1件、条例の一部改正4件、令和7年度補正予算3件、動産の取得1件、市道路線の認定等2件、以上13件です。それでは、順次説明します。

議案書の3ページをお願いします。「報第4号 令和6年度 羽島市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」です。

4ページから5ページまでの「繰越明許費繰越計算書」にございます6事業について、翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

次に、6ページをお願いします。「報第5号 令和6年度 羽島市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について」です。

7ページの「繰越計算書」にございます3事業について、翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものです。

次に、8ページをお願いします。「議第43号 羽島市公平委員会 委員の選任について」です。

現委員の松永清茂さんの任期が、令和7年9月25日に満了となることから、新たに河出弘行さんを委員に選任したいので、議会の同意を求めるものです。

次に、9ページをお願いします。「議第44号 羽島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」です。

仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について、国との権衡を図るため、条例の一部を改正するものです。これは、国において「仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等」を行うための人

事院規則の改正が行われたことに伴う改正です。

改正内容としては、任命権者は、「本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員」及び「3歳に満たない子を養育する職員」に対し、情報提供及び意向確認の措置等を行うこととするものです。

具体的には、仕事と育児との両立支援制度等に関する情報の提供、仕事と育児との両立支援制度等の利用に係る意向確認のための措置の実施、仕事と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る意向確認のための措置の実施等となります。

この条例は、令和7年10月1日から施行し、所要の経過規定を設けるものです。

次に、14ページをお願いします。「議第45号 羽島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」です。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。議案要綱の3ページをご覧ください。

まず「1」について、現在、勤務時間の始め又は終わりに限り、「1日につき2時間を超えない範囲内」での部分休業を認めておりますが、この取扱いを廃止し、勤務時間の始め又は終わりに限らず、勤務時間内の2時間を超えない範囲内での部分休業を認めるものとするものです。

次に「2」について、新たな部分休業の形態として、1時間単位の取得を原則として、1年につき10日相当を超えない範囲内で部分休業を認めるものとするものです。10日相当を時間に換算すると、常勤職員で77時間30分、非常勤職員で1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間となります。

次に「3」について、部分休業を希望する職員は、先ほどご説明した2つの部分休業の形態から、どちらかを選択し申し出ることとなりますが、申出時に予測できなかった事実が生じたことにより、申出の変更を行わなければ育児時間に係る子の養育に著しい支障が認められる場合には、内容を変更することができるものとするものです。

この条例は、令和7年10月1日から施行し、所要の経過規定を設けるものです。

次に、20ページをお願いします。「議第46号 羽島市税条例の一部を改正する条例について」です。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等の公布に伴い、条例の一部を改正するもので

す。議案要綱の5ページをご覧ください。

改正内容としては、大きく三つございまして、まず、「公示送達に関するることについて」です。現在、公示送達については、市役所敷地内に設置した掲示場にて掲示を行っておりますが、その方法について、公示事項をインターネット等を利用することにより、不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を掲示場へ掲示し、又は市の事務所に設置したデジタルサイネージ等により閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うこととするものです。

次に、「市民税に関するることについて」、市民税の所得控除として、新たに19歳以上23歳未満の親族を対象とした特定親族特別控除を追加するとともに、個人の市民税の給与所得者及び公的年金等受給者がすべき申告について、扶養親族に加え特定親族の氏名を申告しなければならないこととするものです。

さらに「市たばこ税に関するることについて」、令和8年4月1日以降に売渡し等が行われた加熱式たばこについて、当分の間におけるたばこ税の課税標準の特例を定めることとするものです。

この条例は、それぞれに定める日から施行し、所要の経過規定を設けるものです。

次に、31ページをお願いします。「議第47号 羽島市非常勤水防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」です。

退職報償金の勤務年数区分に新たな区分を追加するため、条例の一部を改正するものです。

改正内容としては、現在、非常勤水防団員の退職報償金の勤務年数区分は、5年以上から30年以上の間で6区分ございしますが、非常勤水防団員の処遇改善を図るため、勤務年数区分に新たに「35年以上」を追加し、その額を29万6,000円とするものです。

なお、非常勤消防団員の退職報償金については、令和7年3月定例会において同様の改正を行っております。

この条例は、公布の日から施行し、所要の経過規定を設けるものです。

次に、33ページをお願いします。

「議第48号 令和7年度 羽島市一般会計補正予算（第3号）」についてです。歳入歳出予算の総額に2,021万円を追加し、総額を267億5,436万9,000円とするものです。

補正内容は、庁舎改修事業 及び 学校情報機器等整備事

	業等です。財源は、基金繰入金等を充てるものです。併せて、債務負担行為の補正をお願いするものです。 次に、40 ページをお願いします。「議第 49 号 令和 7 年度 羽島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」についてです。 歳入歳出予算の総額に 29 万 7,000 円を追加し、総額を 67 億 7,829 万 7,000 円とするものです。補正内容は総務事務経費で、システム改修を行うものです。財源は、県負担金を充てるものです。 次に、45 ページをお願いします。「議第 50 号 令和 7 年度 羽島市水道事業会計補正予算（第 1 号）」についてです。資本的収入に「105 万円」を追加するものです。補正内容は国庫補助金で、設置型組立式給水タンクの購入に伴い、国の補助金が採択されたことによるものです。 次に、54 ページをお願いします。「議第 51 号 動産の取得について」です。 災害対応特殊救急自動車 1 台を取得したいので、羽島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。 取得の目的は、救急自動車の更新。取得の方法は、指名競争入札。取得の金額は、3,337 万 1,250 円で、取得の相手方は、岐阜市東興町 1 番地の岐阜日産自動車株式会社法人営業室です。 次に、55 ページをお願いします。「議第 52 号 市道路線の変更について」です。 道路法の規定により、56 ページのとおり、小荒井 1 丁目 3 号線を変更したいので、議会の議決を求めるものです。 次に、59 ページをお願いします。「議第 53 号 市道路線の認定について」です。 道路法の規定により、60 ページのとおり、矢熊 6 号線ほか 1 路線を認定したいので、議会の議決を求めるものです。 以上、今定例会において、ご審議をお願いする付議議案について、その概略を説明しました。
南谷佳寛委員長	ありがとうございました。ただいまの説明に対して、何かありますか。 〔発言する者なし〕
南谷佳寛委員長	執行部はご退席いただいて結構です。

	〔執行部退席〕
南谷佳寛委員長	次に、請願について、局長から説明をお願いします。
議会事務局長	昨日までに受理した請願は0件でございます。
南谷佳寛委員長	次に、陳情・要望について、局長から説明をお願いします。
議会事務局長	昨日までに受理した請願は0件でございます。
南谷佳寛委員長	次に、議案の付託先について、局長から説明をお願いします。
議会事務局長	先ほど、副市長から説明がありましたとおり、当初に付議されます案件は、令和6年度予算繰越報告2件、人事案件1件、条例の一部改正4件、令和7年度補正予算3件、動産の取得1件、市道路線認定等2件、計13件であります。 付議される案件のうち、報第4号、報第5号、人事案件の議第43号の3件は、委員会付託を省略しますので、議案の付託は、総務委員会4件、民生文教委員会2件、産業建設委員会4件の計10件になります。
南谷佳寛委員長	局長から説明のあったとおり付託してよろしいですか。
	〔「異議なし」と発言する者あり〕
南谷佳寛委員長	次に、会期日程について、局長から説明をお願いします。
議会事務局長	会期は6月5日から6月27日までの23日間。日程については、初日の5日は、最初に議長から表彰の伝達を行います。これは東海市議会議長会、全国市議会議長会より「議員30年表彰」ということで近藤議員が、議員10年表彰ということで、安井議員、川柳議員、野口議員、後藤國弘議員が表彰され、また、全国市議会議長会評議員を務めました野口議員に感謝状が贈られています。 議場では、感謝状を含め、全国市議会議長会の表彰関係の伝達を行います。伝達終了後に、議長から諸般の報告を行い、続いて、市長提出案件の説明後、初日は散会となります。 6日から12日までは、休会。6日に議案の詳細説明を求めることとし、13日は一般質問。14日と15日は休会。16日と17日は一般質問。一般質問が3日間の日程で終了する

	ため、18日と19日は休会。20日は議案質疑、委員会付託、本会議終了後、議員間討議をお願いしたいと思います。 21日と22日は休会。23日は総務委員会。24日は民生文教委員会。25日は産業建設委員会。26日は休会。 最終日の6月27日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決と進めていただきたいと思います。 議員間討議につきましては、6月20日の議案質疑終了後に行っていただきますが、テーマの決定を6月6日の議案詳細説明後に行っていただきますので、よろしくお願いします。 代表質問につきましては、配付させていただきました表の順になります。6月定例会は清和クラブ、清風クラブ、自由クラブ、元気・羽島クラブ、公明党、清流政策研究会、維新の会、日本共産党羽島市議団、正統派クラブ、新伸会の順となりますので、よろしくお願いいたします。
南谷佳寛委員長	局長から説明のあったとおり進めてよろしいですか。 〔「異議なし」と発言する者あり〕
南谷佳寛委員長	では、そのように取り扱うことといたします。 その他、6月定例会について、何かございますか。
議会事務局長	議案質疑や委員会での質疑の連絡期限について、連絡期限をそれぞれ質疑等が行われる2日前とし、20日の議案質疑は18日水曜日まで、23日の総務委員会は19日木曜日まで、24日の民生文教委員会は20日金曜日まで、25日の産業建設委員会は23日月曜日までとなりますので、よろしくお願いします。 最後に、例年行われている市町村議会議員セミナーは、8月21日木曜日に、県民ふれあい会館で開催されます。このことについては、6月20日の本会議終了後、全議員に説明し、受講希望をお聞きする予定になっておりますので、よろしくお願いいたします。
南谷佳寛委員長	以上で、6月定例会についての協議を終了します。 続いて、その他ですが、羽島市議会傍聴規則の一部を改正する規則について、お手元に配付してありますように、改正案をお示ししてあります。この改正は、全国市議会議長会から同規則の一部改正に関する報告書が送付され、改正案が示されました。平成3年以降改正されていない同規

豊島委員	則には、時代の経過とともに一般的に使用されている語句や社会情勢を反映した規則へと改正するものです。 この改正案について、何かご意見等ございますか。
議会総務課長補佐	ポイントを教えてください。 ポイントといたしましては、傍聴席に入ることができる人を、現在の情勢に合わせた形で改正してあります。 また、守るべき事項として、静粛にするということを最初に規定し、そのほか、携帯電話に関する文言を入れております。 内部での写真等の扱いについても、「放送」という言葉を入れ、携帯電話等から放送が流れるようなことも禁止しております。
南谷佳寛委員長	では、このように改正することよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と発言する者あり〕
南谷佳寛委員長	次に、羽島市議会の個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程について、お手元に配付してありますとおり、健康保険証や運転免許証のマイナンバーカードとの一体化に伴う関係施行令及び施行規則の一部改正に伴う改正です。 規程中の「健康保険証」を削るとともに所要の整備を行ったものであります。それでは事務局からご説明をお願いいたします。
議会総務課長補佐	こちらは、現行の保険証と運転免許証がマイナンバーカードと一体化され、羽島市の国民健康保険でも保険証の交付について、取り扱いが変更されているのはご存知だと思いますが、羽島市議会のこの規程についても、健康保険証という文言が入っていますので、そちらを削除する改正になります。
南谷佳寛委員長	この改正案について、何かご意見等ございますか。 〔発言する者なし〕
南谷佳寛委員長	では、このように改正することよろしいでしょうか。

	〔「異議なし」と発言する者あり〕
南谷佳寛委員長	次に、羽島市議会議員の請負の状況の公表に関する条例及び同条例施行規程について、お手元に配付してありますとおり制定するものです。 これは、地方自治法の改正により、議員に係る請負に関する規制の明確化と緩和がなされたことによるもので、全国市議会議長会から参考例が明示され、参考例をもとに羽島市議会用に整備し、制定するものです。 内容は、請負状況の一定事項を議長に報告し、議長がこれを公表することなどを定め、議員の請負状況の透明性を確保することを目的とするものです。事務局からご説明をお願いいたします。
議会総務課長補佐	こちらは地方自治法の改正によりまして、これまで議員の請負というものは全く禁止をされておりましたが、改正によりまして 300 万円まで当該市からの請負を受けることが可能となりました。 そうしたことから、その請負の中身の状況を明確化するため、審議会ごとにこういった条例を制定し、請負を受けた場合に、その金額などを公表するために議長に報告をするという規程です。条例でその報告の義務を課し、施行規程でその細かい報告の書式等を規定するものであります。
南谷佳寛委員長	この条例案及び規程案について、何かご意見等ございますか。
河崎委員	説明の中で 300 万円という数字だと思うのですが、この条例の中にはその金額は記載されないのですか。 また何か資料があってその中にそういう金額が記載されるのか、条例でそういったものを網羅させるのか、どういう形になるのでしょうか。
議会総務課長補佐	一定の金額までは規制から対象が除外されるのですが、こちらは政令で定められておりまして、具体的に条例の中に金額を入れるのではなく、請負を受けた場合にその公表するというのが最終的な目標でございます。
南谷佳寛委員長	ほかにご意見はございますか。 〔発言する者なし〕

南谷佳寛委員長	では、このように制定することよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と発言する者あり〕
南谷佳寛委員長	では、これらの改正案及び制定案は、後日、全議員に説明し、了承が得られた後、傍聴規則の改正案及び請負に関する条例の制定案、この2件については、議会最終日に議会運営委員会より発議願いたいと思いますのでよろしくお願いします。 次に、羽島市議会ハラスメント条例について協議いたします。3月24日の全員協議会において、条例の方向性が決定いたしました。その方向性をもとに、条例案を作成いたしました。この条例案について、何かご意見等はございますか。
豊島委員	理事者側の制定に向けた状況はどうでしょうか。
議会総務課長	理事者側は、まだはっきり決まっていない状況ですが、おそらく単独で検討されるのではないかと推測しております。
河崎委員	第14条の公表の部分で、「議長は事項の全部または一部を公表することができる」とありますが、この公表というのはどういった公表を指しているのか。 ホームページでの公表なのか、説明なのか、それも含めて議長が判断されるということなのか、教えてください。
議会総務課長	まだ細かいところまでは決めてないです。
南谷佳寛委員長	それでは、議会運営委員会の案として、今後、全員協議会に諮るのか、引き続き、条例案について議会運営委員会で協議を継続するのか、どちらにしますか。
野口委員	長いこと議論してきましたし、議会運営委員会の案として、全員協議会で議論して、早く制定したほうが良いと思います。
安藤委員	全員協議会に諮っていただければと思います。
豊島委員	全国的には、ハラスメントに関して、懸念のあった議会

	が制定される経緯が多いと見受けられます。 羽島市議会で何か起こる前に条例を制定しておくのは前向きなことです、もう少しこの条例案を精読させていただきたいと思います。 ですので、議会運営委員会で協議していただきたいです。
後藤徹委員	全員協議会で議論していただければいいと思います。
河崎委員	全員協議会に諮っていただければ結構です。
南谷佳寛委員長	それでは豊島委員の意見もありましたが、運営委員会の案として全員協議会に諮るということによろしいですか。 〔「異議なし」と発言する者あり〕
南谷佳寛委員長	そのほか、何かございますか。
安藤委員	SNS でとある方が、議員から議員き章を譲渡されて、今度の選挙を頑張るという投稿を目にしました。 羽島市議会の規則では譲渡してはならないと明確に書いてあります。羽島市の議員でない可能性もありますが、一度調べていただく必要があるのかと思いますが、いかがでしょうか。
後藤國弘議長	そのような噂は聞いたことありますが、私自身は確証が取れていません。議員が民間人にき章を出すのは何に触れるか、事務局に少し調べていただきたいと思います。 〔「議員き章に関する規程に触れます」と発言する者あり〕
後藤國弘議長	法的にはどうでしょうか。
議会総務課長	法律は現時点では分かりませんが、そのバッジが身分詐称などに使われる、モラル的な危険性があります。
南谷佳寛委員長	それでは法的なことを調べていただくということで。ほかに何かございますか。
野口委員	6月定例会ですが、意見書を提出させていただきたく、議員個人で意見書を提出するというのが今まで議会であまりなかったため、事務局には大変ご迷惑をおかけしまし

	たが、四つほど提出させていただきたいと思います。 一つ目は「国の政策立案に地方議会の意見書を積極的に活用することを求める意見書」です。 二つ目が「米不足への緊急対策と農業政策の抜本的転換を求める意見書」です。 三つ目が「ガソリン税の暫定税率撤廃を求める意見書」です。 四つ目が「ワシントン条約にニホンウナギを含むウナギ類全種を規制対象とする欧州連合の提案見送りの働きかけを求める意見書」です。 このウナギの関係は、6月に欧州連合がその締約国会議に提案するかどうかを決めるという報道があります。 提案をするかどうか決定していないのであれば、欧州連合の提案見送りの働きかけを求める意見書を提出します。 提案するとなった場合は、提案に反対の指示を取り付けることを求める意見書を提出するということで、流動的ですが、この四つを提出させていただきます。 全議員にも話をさせていただきたいと思いますので、議案詳細説明が終わった後に話をし、最終日に提出させていただきます。 提出者は私になろうかと思いますが、賛同者は募集中のため、賛同していただける方は、私までご連絡をいただきたいと思います。 〔「意見書の内容はどのように周知されますか」と発言する者あり〕
野口委員	何かしらの形でお示しします。 〔「議会運営委員会で内容をまず確認するんですか」と発言する者あり〕
野口委員	議案詳細説明後に、皆さまにご説明いたします。
豊島委員	先ほどあまり前例がないと言われましたが、そうでしたか。あったような気がします。 〔「近年はないと思います」と発言する者あり〕
野口委員	訂正いたします。最近はないということで。

南谷佳寛委員長	議長、何かありますか。
	〔発言なし〕
安井副議長	き章の譲渡は不適切だと感じておりますので、また議論していただければと思います。
野口委員	羽島市議会議員が譲渡したか不明ですが、もし譲渡したのであれば、全員協議会などで議論すべきだと思います。
豊島委員	難しいことではなくて、全議員に確認すればいいんじゃないでしょうか。その後の対応は委員長にお願いすれば。
河崎委員	スピード感が大事だと思います。全議員に聞いて、仮に誰も譲渡していなかったとしても、市民が誤解するのはよくないですし、何かしらの形で公表しないといけないと考えています。 先ほど詐称に使われる可能性の話がありましたが、羽島市議会議員の中には譲渡した人はいないけれど、事実としてそのようなことがあったということで、注意喚起をしたほうが良いと思います。
後藤國弘議長	き章に関して何が問題なのか明確にしたいと思います。どこの部分に規定してあって、どう違反しているのか。 羽島市議会にそういう方がいないとしても、戒めましょうということで公表していきたいですし、羽島市議会の見解も発表していきたいと思っています。 全員協議会でやりたいと思いますが、よろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と発言する者あり〕
南谷佳寛委員長	それではそのように対処したいと思います。これにて議会運営委員会を閉会いたします。
	【閉会＝午前 10 時 51 分】